

竹田市部落差別等あらゆる差別をなくし 人権を擁護する条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 136 号

市及び市民は、「すべての国民に基本的人権の享有を保障し法の下での平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間はいかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する」とした世界人権宣言を基本理念として、国際的な人権尊重の潮流の中で、普遍的な視点から積極的に人権の擁護に努めなければならない。同時にそれは、すべての人々の不断の努力によって達成されることを改めて自覚するものである。そして、これまで進めてきた諸施策の成果を踏まえ、国県及び市が一体となり、市民共通の認識のもとに、部落差別をはじめとするあらゆる差別を早急になくすべく、ここに新たな自覚と決意のもとに、人権擁護思想の推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、人権擁護を図り、もって差別のない平和で明るくやさしい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないように努めなければならない。

(市の施策)

第 4 条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために、啓発活動、教育対策及び人権擁護に関する施策を計画的かつ継続的に推進するよう努めるものとする。

(審議会)

第 5 条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進に関する重要事項を審議するため、竹田市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。